

入札公告

令和元年12月10日
建設業労働災害防止協会
専務理事 田中正晴

I 調達物件名

「建設業労働災害防止規程の解説」の作成

II 調達物件概要

詳細は入札説明書のとおり。

III 競争参加資格及び競争参加条件

1. 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
2. 建設業労働災害防止協会会計規程第43条及び第44条の規定に該当しない者であること。
3. 平成31・32・33年度競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の製造」のうち、「図書類」又は「その他印刷類」において「A」、「B」、「C」、「D」何れかのランクに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
4. 過去に同様の業務委託を請負った実績を有する者であること。
5. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者は、本入札に参加する事ができない。
6. 申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、各省庁及び都道府県市町村から指名停止措置を受けている者は、本入札に参加することができない。
7. 落札者は、当該業務について、製造の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
8. この競争に参加を希望する者は、指定した期限までに、入札参加登録票を提出場所に提出しなければならない。
9. 開札日の前日までの間において、必要な証明書等の内容に関する当協会からの照会があった場合には、それについて説明しなければならない。その場合の説明資料についても、当協会の審査対象となる。
10. 次の事項に該当しない者であること。
 - (1) 省庁、都道府県、市町村等の入札参加停止期間中である者。
 - (2) 国税(法人税、消費税)、地方消費税等を未納の税額がある者。
 - (3) その他、入札説明書による。

IV 入札手続き

1. 入札説明書等資料の交付期間及び配布場所
令和元年12月10日 ～ 令和元年12月19日
建設業労働災害防止協会 総務部総務課
2. 施設への訪問確認期間
令和元年12月10日 ～ 令和元年12月19日
土日祝日を除く。各日9時00分から17時00分まで。※詳細は入札説明書による。
3. 入札説明会の有無
無
4. 入札参加登録票の提出期限及び場所
令和元年12月20日 17時00分まで
建設業労働災害防止協会 総務部総務課
提出方法は、持参又はFAXとする。ただし、FAXによる提出の場合は、送信後、入札担当者へ電話連絡をすること。電話連絡が無い場合は申請を無効とする。
5. 入札書の提出日時及び場所
令和元年12月23日 15時00分～15時10分
安全衛生総合会館 14階会議室
6. 開札の日時及び場所
令和元年12月23日 15時10分～
上記、入札書提出場所で、入札締め切り後、直ちに行う。
7. その他
 - (1) 当協会の審査において入札参加登録者が不合格となった場合は、本入札に参加することはできない。その場合は、書面により通知する。
なお、不合格になった者の異議申し立ては受け付けない。
 - (2) 本入札の参加に要する費用は、すべて入札参加希望者の負担とするものとする。
 - (3) 入札説明書等の資料は、上記配付場所でのみ配布する。(※メール・郵送等による送付は行わない)

V その他

1. 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
2. 入札保証金及び契約保証金
免除する。
ただし、落札者が契約締結に応じない場合には、落札価格の5%を違約金として当協会に納めなければならない。
また、落札者が契約を履行しない場合には、契約金額の10%を当協会に納めなければならない。
落札者が契約を結ばない場合、今後2年間当該落札者を当協会に関する入札へ参加させないものとする。
3. 入札の無効
次の者の入札は無効とする。
 - (1) 競争に参加する資格を有しない者の入札
 - (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
 - (3) 入札の条件に違反した入札
4. 落札者の決定方法
 - (1) 入札参加条件を全て満たした者で、当協会の作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (2) 入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、各入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税を含まない金額を入札書に記載すること。
5. 契約書作成の要否
要
6. その他
入札説明書による。
7. 本契約手続きに関する照会窓口
建設業労働災害防止協会 総務部 総務課(入札担当)
東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館7階
電話03-3453-8201